

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部① (堤)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月21日(第1回)	
	令和6年10月7日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、30年ほど前に基盤整備を行い、地域で干田組合を組織し水の管理や田植えの日程、植える品種など細かい管理がなされてきた。ここ数年では高齢化や担い手不足などにより耕作者が減少し、10年間続けてきた多面的機能活動交付金事業も昨年度をもって継続が困難となった。基盤整備地では主に水稻を作付けており、それ以外の農地(特に畑)は耕作放棄地となっているのが現状である。また、鳥獣被害防止対策で、防護柵を張っているが、川や柵の隙間からイノシシが侵入し、被害も発生している。このまま現耕作者で管理を続けていくこととしているが、10年先では、営農が継続できなくなる懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心の地域で、耕作者は高齢化してきている。現状では資材や燃料が高騰している反面、米の価格が低迷しているため耕作意欲の低下もある。高収益作物への転換は地域的にも難しいため、経費削減、省力化を図っていく。
また、防護柵の設置や維持管理を行うことで鳥獣被害を防止し、耕作放棄地を発生させないよう地域の農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を利用するために担い手への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地区を中心に農地中間管理機構を活用し、農地の集積を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現存する基盤整備地の維持管理を継続していく。中山間地の基盤整備については、担い手不足と費用面で負担がかかるため、新規での基盤整備は難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での確保・育成は難しいことから、地域外からの多様な経営体の受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業などの委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる被害が拡大しないよう、防護柵の設置や維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した防除作業など農作業の委託・省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。